

地域で作る「住みよいまち」自治会への加入を

担当 市民協働課

☎046(2522)7966
FAX 046(2550)3550

自治会は、住みよいまち安全な地域を作っていくための自主的な団体です。最近では、防災・防犯といった観点から、自治会の重要性が増しています。自らが生活する地域をより魅力ある地域にするために、自治会にご加入ください。

座間市の自治会の構成

皆さんの生活する地域には、「単位自治会(自治会)」があります。その自治会が集まって、より広範囲の「地区自治会連合会(地区自連)」が組織されており、市民レクリエーション大会、避難所開設訓練など、自治会をまたいだ活動を行っています。さらに、市内173の自治会と、13の地区自連が集まった組織として、「座間市自治会総連合会(市自連)」があります。市自連は、各自治会の活動をサポートし、市と地区自連、自治会とをつなぐパイプ役を担っています。

自治会の役割とは

住みよいまち地域を目指して

地域の課題に向き合い、自主的に解決へ向けて取り組んでいます。例えば、地域の清掃やごみ集積所の管理はこの活動の一つです。また、回覧板や配布物などで生活に欠かせない情報をお知らせしています。他にも、防犯パトロールや防災訓練など、さまざまな活動を行っています。

地域の絆

お祭りの運営といったレクリエーション活動も、大事な取り組みです。これは、伝統や文化を引き継ぐためだけでなく、地域の一体感をつくっていく上でも大きな意味があります。

また、自治会の活動を通して築かれた「顔の見える関係」は防災・防犯の面から

る方へ直接自治会長または役員へ
※会費、規約などは自治会によって異なります。
自治会にご確認ください。

自治会の活動を知りたい

市自治会総連合会のホームページ (shijiren-zama.com) から、自治会の活動を見ることが出来ます。

自治会についての問い合わせ先

市自治会総連合会(市自連)
☎046(252)8751
○受付時間 午前9時~午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)
○ところ ざまコミュニティプラザ(ふれあい会館)2階

あなたも地域の守り手に 消防団員募集

担当 消防総務課

☎049(256)2412
FAX 049(256)2215

地域における消防防災のリーダーとして活躍する消防団は、普段はそれぞれの職業に専念し、災害などの際には消防団員として対応に当たる、地域愛をもった方の集まりです。「地域のために働きたい」と思う方は、ぜひ、消防団員にご応募ください。

消防団とは

消防団は、火災や風水害などから市民の生命・財産を守る事を目的とした消防組織法に基づく組織です。消防団は、消防署と同じ消防機関ですが、消防署が常備の消防機関であるのに対し、消防団は、普段、個々の職業を持っている市民が

消防団の活動

火災・風水害・震災などの災害が発生した場合の消火・救助活動の他、地域のイベントの警備、自治会などへの訓練指導を行います。

市の消防団

市内には、5分団16部の消防団があり、203人(令和元年12月1日現在)が消防団員として所属しています。

消防団Q&A

強健である方

Q: 災害発生時にはどのような活動をしますか

A: 火災や震災の発生時には、避難誘導や人命救助、情報収集、消火活動など、風水害の発生時には、水防活動や管内巡回などを行います。

Q: 訓練はどのようなことをしますか

A: 人命救助や救助救急活動などのために必要な知識・技術を身に付ける訓練を行います。

入団方法

次の入団条件全てを満たす希望者は、電話、ファクスまたは直接担当へご連絡ください。

Q: 仕事の都合で活動に参加できない場合もありますか
A: 可能な範囲で消防団活動へ参加していただけます。

入団条件

Q: 学生でも入団できますか
A: 学生でも入団条件を満たしていれば入団できます。

●市内在住または在勤者
●18歳以上45歳未満の方
●志操堅固で、かつ、身体

マイナンバーカードの申請を

担当 企画政策課

☎046(252)8044
FAX 046(255)3550

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としての利用や、コンビニエンスストアでの住民票の写

し・印鑑登録証明書などの取得、e-Taxを利用した確定申告などで利用できる他、令和3年から健康保険

証として利用も予定されており、さまざまな場面で便利に利用できるようになります。

◆余裕をもった申請を

マイナンバーカードの申請から交付までは通常1カ月程度ですが、申請が集中した場合、時間がかかることが予想されます。余裕をもって申請をしましょう。

マイナンバーカードの申請方法

以前に書留で送付された「通知カード」に同封の「交付申請書」を用意し、次のいずれかの方法で申請してください。

①郵送による申請

交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真(6カ月以内に撮影)を貼付の上、通知カードの封書に同封の送付用封筒で地方公共団体情報システム機構へ(送付用封筒を紛失した場合はマイナンバーカード総合サイト (https://www.kojin-bango-card.go.jp/) から宛名台紙をダウンロード可)

②インターネットによる申請

顔写真のデータを用意の上、パソコンまたはスマートフォンでオンライン申請サイト(https://www.kojin-bango-card.go.jp/kofu-shing)にアクセスし申請

③証明写真機による申請

街中に設置してある証明写真機(対応機種のみ)で、画面の案内に従い申請

申請書類を紛失した場合

申請する方の本人確認書類(運転免許証・パスポートなどの官公署が発行した写真付きのもの1点、写真なしの場合は保険証と年金手帳など2点)を市役所1階戸籍住民課へ持参し、申請書の再交付後、①②③いずれかの方法で申請

問い合わせ先

○制度・申請について 内閣府ホームページ(https://www.cao.go.jp/bangou/aido/)、マイナンバーカード総合サイトまたはマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178(平日午前9時30分~午後8時、土曜・日曜日、祝日午前9時30分~午後5時30分)

○申請書の再発行について

市役所1階戸籍住民課 ☎046(252)8083 FAX 046(255)3550

